

## 1920年代後半における鉄兜団の政治的急進化と「労働者問題」

原 田 昌 博

(キーワード：鉄兜団，政治的急進化，労働者問題，ワイマル共和国)

### はじめに

ワイマル共和国期のドイツにおいて労働者の利益を主として代表していたのは左派・中道系の三大労働組合（自由労働組合，キリスト教労働組合，ヒルシュ・ドゥンカー労働組合）であったが，多くの右翼団体もワイマル期を通じて「労働組合」もしくはそれに準ずる組織を結成して被用者（労働者・職員）を自陣営に獲得しようとしていた。その最も成功した事例は，1933年1月の時点で40万人のメンバーを抱えたナチス経営細胞組織（NSBO）であるが，筆者はこれまでこのワイマル共和国期の右翼陣営内の種々の労働者獲得活動を「右翼労働運動」と総称して，NSBOを含むいくつかの事例を考察してきた<sup>1)</sup>。大衆政治が全面的に開花したワイマル共和国期には，多くの右翼諸政党・団体がマルクス主義との対抗，大衆基盤の拡大，さらには自らが目指す国家において労働者を積極的に位置づける必要性などの理由から労働者問題への態度表明を行い，自陣営内に労働組合（的組織）を設立していった。

ワイマル期の右翼団体の中でも最大規模であった「鉄兜団・前線兵士同盟 Stahlhelm, Bund der Frontsoldaten」（以下，鉄兜団）もまた1920年代後半には労働者問題に頻繁に言及するようになり，1928年秋には自前の被用者組織「鉄兜団自助会 Stahlhelm-Selbsthilfe (Stas)」を設立した。本稿はこの Stas 分析の前提として，ワイマル共和国前・中期を中心にこの鉄兜団の活動を概観し，同団が労働者問題に積極的に取り組み始めた1920年代後半の状況を明らかにすることを目的とする。

その際に注目しておくべきは，鉄兜団の積極的な労働者問題へのコミットや労働者政策の展開が，共和国の政治への積極的にかかわりの中で同団が政治的に急進化していく時期と符合することである。この鉄兜団の政治的急進化（議会外での反共和國的活動の活発化）の経緯については一定の研究が蓄積されている。鉄兜団研究の基本文献としての地位を今なお保持している1960年代半ばに発表されたA・クロッツビュッヒャーとV・R・ベルクハーンの研究はこの問題を史的に丹念に跡づけ，ワイマル共和国政治史にこの時期の鉄兜団の動向を重ね合わせた極めて有益かつ総合的な成果となっている<sup>2)</sup>。さらに，その後のJ・M・ディールやH-J・マウフの研究では，鉄兜団単独の研究という枠組みを越えて同団がワイマル期の他の準軍事的な国防団体との比較の中で扱われるようになった<sup>3)</sup>。こうした1960年から70年代にかけて積極的に行われた鉄兜団研究を吸収して，「政治闘争団体」の概念の下でワイマル期の準軍事的団体の総合的研究を行ったのが岩崎好成氏であり，1983年の論文では，先述のクロッツビュッヒャーやベルクハーン，さらにディール等の研究に基づきながら，「政治化」という表現を用いてわが国で先駆的に1920年代の鉄兜団の政治へのコミットおよびその中での政治（的急進）化を指摘している<sup>4)</sup>。以上の研究では，鉄兜団が1920年代を通じて準軍事的団体から政治化していくプロセスがすでに扱われており，この意味で本稿はいささか屋上屋を架す趣があるかもしれない。ただし，これまでの研究では鉄兜団そのものの性格の変化あるいはワイマル共和国の政治との関わりに主たる関心が置かれ，右翼陣営内組織の一つである鉄兜団と労働者問題への関わりについてはほとんど検討されることがなかった。今あらためて鉄兜団と共和国政治との関わりを問う意味を挙げるならば，それは同団が「労働者問題」に言及し始めたこととされる1920年代後半の状況を整理し，そこから「鉄兜団自助会」という鉄兜団版労働者組織を結成していく背景を理解することに他ならない。本稿では，上記の研究成果に依拠しながら，さらに内務省公秩序監視全国委員報告書を中心とする諸史料を織り交ぜて1920年代の鉄兜団の動向について検討を加えてみたい。

## I. 鉄兜団の結成と初期の活動

1918年11月13日、ドイツ中部のマグデブルクで退役大尉 F・ゼルテ Franz Seldte が第一次世界大戦の帰還兵たちを招集して旧前線兵士のための組織作りを開始し、1ヵ月後の12月15日に「鉄兜団・前線兵士同盟」が公式に設立された<sup>5)</sup>。その規約によると、同団の目的は「すべての前線兵士を統合し、地位、政党、宗派、教育に関係なくドイツを経済的・社会的・文化的に構築しようとする試みを支援する」ことであったが、同じ頃に鉄兜団が治安当局に提出した文書では、その目的はより具体的に、旧前線兵士の僚友関係 Kameradschaft を涵養しその経済的利益を擁護すること、およびボルシェヴィズムの危険に対して安寧秩序を維持することとされている<sup>6)</sup>。

1919年に入ると、鉄兜団はマグデブルクの他に、後にもう一つの中心地となるハレ、さらにゲッティンゲン、シュテンダール、ベルリン、ライプツィヒ、キール、ゲーラ、ドルトムント、ブレーメン、ハンブルク、シュテューティーン、ハルバーシュタット、ヘルムシュテットなど北・中部ドイツ諸都市に支部を置いた<sup>7)</sup>。支部数は1920年3月時点で30を数え、1921年末には300、さらに1922年6月までに500へと増加した。鉄兜団の急速な拡大の背景には、結成直後に進行していた軍の動員解除による帰還兵の増加とともに、共産主義革命の阻止と東部国境の防衛を目的に創設された反革命義勇軍の急進化に伴う禁止・解散があった<sup>8)</sup>。

ベルクハーンの指摘によると、結成直後の鉄兜団は確かに反革命の典型的組織であったが、その活動は、鉄兜団自身も述べていたように、社会的機能（旧前線兵士の利益擁護）や警察的機能（治安維持活動）を中心としており、反共和国的な側面はまだ前面に出ていなかった<sup>9)</sup>。しかし、1919年6月のヴェルサイユ条約調印が鉄兜団に対して反共和国化する最初のきっかけを提供した上、解散した反革命義勇軍の過激な兵士たちを大量に取り込んだ1921年以降の組織的拡大により、鉄兜団はより急進化していくことになった<sup>10)</sup>。その際、各地方の治安当局も鉄兜団の急進化に注目しており、先に挙げたこの組織の規約上の目標を表面的なものとして、武器の所有と軍隊化、あるいは君主主義的・反動的・ドイツ民族至上主義的な立場を「真の目標」とみなした。マグデブルクの当局はすでに1921年6月時点で解散の必要性にまで言及している<sup>11)</sup>。

実際、鉄兜団は1922年6月下旬に当局による解散・禁止を経験することになる。これは「フェーメ殺人」と呼ばれる政治的暗殺が相次ぐ不穏な政治情勢の中で共和国大統領 F・エーベルト Friedrich Ebert が右翼側の政治行動の抑え込みを目的に6月26日に布告した「共和国保護のための緊急令」に基づく措置であり、鉄兜団はワイマル共和国を暴力により転覆させる非合法的活動を画策していたことを理由にプロイセンをはじめライヒ諸州で禁止措置を受けることになった<sup>12)</sup>。結局、この措置は1923年1月26日までの約7ヶ月間続いた<sup>13)</sup>。

周知のように、1923年はワイマル共和国前期の危機が最高潮に達した年であった。1月のフランス・ベルギー軍によるルール地方の軍事占領と11月にピークを迎えたインフレーション、さらにはそうした社会不安を背景に共和国転覆を目指して11月8日にナチスがミュンヘンで起こしたクーデタといった内政・外交・経済の危機的状況の中で再結成された鉄兜団は、ルール占領に対しては激しい敵意を示しつつも、ナチスの一揆主義とは一線を画する行動を取った<sup>14)</sup>。すなわち、失敗すれば即座に団の再解散につながる暴力的クーデタのリスクを回避し、鉄兜団は首相 G・シュトレゼマン Gustav Stresemann に対して議会主義に代わる「国民的独裁」の樹立を持ちかけることで危機の打開を目指したのである。「ヒトラー一揆」の約3週間前、鉄兜団が各地で行った集会で一斉に採択された以下の文言を含む決議文はそのままシュトレゼマンのもとに届けられた。「ドイツ政府に対してわれわれが求めるのは、ドイツの名誉を護持し、国内の秩序を確実に作り出し、戦争責任の嘘に対する闘争を開始することである。ヴェルサイユ条約を粉碎せよ。占領されたドイツの領土と植民地をとり返せ。ドイツの領土から外国の軍隊を追い出せ。ドイツは国内外で最終戦争に勝利しなければならないし、もし強力な政府がドイツ国民の信頼に支えられた国民的独裁を実現し、内外の敵に対して断固として動員すべく国民諸勢力を結集させるのであれば、勝利するであろう<sup>15)</sup>」。

もちろん、鉄兜団のこの要請をシュトレゼマンが受け入れることはなかったが、注目すべきはこの決議が共和国政府に対して一定の肯定的評価を示し、反共和国的姿勢を封印している点である<sup>16)</sup>。こういった一種の合法的姿勢は、結果としてクーデタ失敗に伴い解散に追い込まれたナチスと対照的に、1924年以降の鉄兜団の存続を可能にし、同団は再びナチスをはじめ解散・禁止された組織のメンバーを糾合して組織的拡大を果たすことになったのである。1919ないし20年時点で2000名であった団員数は、1924年にかけて10万人へと膨らんだ。

## II. 「合法路線」への転換

1923年までに、鉄兜団は「1920年代の飛びぬけて巨大で、最も重要なナショナリスト団体<sup>17)</sup>」へと発展した。この組織的拡大を受けて、鉄兜団指導部は1923年から24年にかけての時期に組織再編に取りかかり、その組織を体系化させていった。もともと鉄兜団内の中央と地方の関係は指導部と支部の二元的関係であったが、支部数の急増に伴い各地の支部を統括するための中間的組織が必要となった。そこで、マグデブルクの全国指導部の下にドイツ全土が「地方連盟 Landesverband」もしくは「独立大管区 selbständiger Gau」に区分され、前者の下には「大管区 Gau」, 「管区 Kreisgruppe」, 「支部 Ortsgruppe」, そして末端組織である「戦友団 Kameradschaft」から成る垂直的組織構造が築かれた<sup>18)</sup>。

組織整備の中で、大きな問題とされたのが団員資格であった。当初、鉄兜団の規約はその加入条件を旧前線兵士（前線での6ヶ月以上の従軍経験を持つ者）に限定していたが、戦後世代の加入を阻むこの原則は1924年に変更された。つまり、旧前線兵士は「基幹鉄兜団 Kernstahlhelm」に所属する一方で、そうでない団員のために1924年5月に「鉄兜団ラントシュトゥルム Stahlhelm-Landsturm」が創設されたのである（1927年に「リンク鉄兜団 Ringstahlhelm」と改称<sup>19)</sup>）。また、年齢別組織も整備され、「シャルンホルスト Scharnhorst」（14歳から17歳）や「青年鉄兜団 Jungstahlhelm」（18歳から21歳）、さらには直属組織ではないが鉄兜団を支える女性組織「ルイーゼ王妃団 Königin-Luise-Bund」などが1923年から24年にかけて結成され、さらに1929年には学生組織「ランゲマルク Langemarck」がこれに加わった<sup>20)</sup>。この組織整備により、鉄兜団は後継世代確保の条件である「すべての年齢集団の男性」が加入する可能性を作り出し、団員数は1924年の10万人から1929年頃には30万人近くに増加した<sup>21)</sup>。

さらに、もう一つの団員問題がユダヤ人の旧前線兵士の加入問題であった。あらゆる属性を問わず「旧前線兵士であること」を唯一の参加資格としていた鉄兜団は、もともと反ユダヤ主義を前面に押し出す団体ではなかった。バイエルンでは「ヒトラー一揆」直前の1923年10月、鉄兜団が「ユダヤ人前線兵士の受け入れを拒否していない」ことに対してナチスが激しく攻撃し、両者の対立が尖鋭化していた<sup>22)</sup>。もっとも、右翼急進派の団員が増加しはじめた1922年以降、団内でも反ユダヤ主義は広がり始めており、1924年3月には鉄兜団団長ゼルテが新規のユダヤ人団員の受け入れを拒否することに同意している<sup>23)</sup>。

実は、反ユダヤ主義をめぐっては鉄兜団指導部内にも路線対立が存在していた。この対立の一方は鉄兜団創設者ゼルテを中心とした復古派（マグデブルク派）であり、もう一方はハレ地方連盟指導者である退役中尉 Th・デュスターベルク Theodor Duesterberg の急進派（ハレ派）であった。ユダヤ人問題に穏健な対応を見せるマグデブルク派に対して、ナチズム運動にも近いハレ派、デュスターベルクはこの問題でもより急進的な立場を採っていた。この対立は1920年を通じて様々な問題で常に表面化しており、鉄兜団指導部内には明確な亀裂が存在していた。1923年11月の「ヒトラー一揆」に関してゼルテが否定的であったのに対してデュスターベルクは肯定的であり、政党との関係でもゼルテは国民党（DVP）に所属していたが、デュスターベルクはもともと国家国民党（DNVP）の党員で急進的なフェルクシシュグループとも接点を持っていた。鉄兜団の「組織的弱点<sup>24)</sup>」とも指摘される両派の対立は解消されることなく、ハレ派の急進的要求をマグデブルク派が抑え込む構図の中で鉄兜団は運動を展開していくことになった<sup>25)</sup>。団内での両派の力関係も次第に対等なものとなり、1924年3月にはデュスターベルクが団長代理に選出され、さらに1927年3月には鉄兜団の規約が改正されて、ゼルテが第一団長、デュスターベルクが第二団長に就任することで、同団は両者による双頭指導体制へと移行することになった<sup>26)</sup>。

1924年に入ると、レンテンマルク発行による通貨改革及びアメリカを媒介にした賠償問題の進展がインフレの収束やフランスとの関係改善を可能にし、ワイマル共和国は政治的・経済的に安定し始めた。ナチスをはじめとする急進的組織が禁止される中で、それまでの暴力的な共和国転覆の動きは影を潜め、鉄兜団をはじめとする準軍事的な国防団体もこれ以後は「合法性の時期<sup>27)</sup>」を迎えることになった。ニーダーザクセンの事例分析によると、この時期の鉄兜団は旧前線兵士の軍人団体としての活動範疇を越えて種々のレクリエーション的行事（ハイキング・旅行、蒸気船クルーズ、クリスマスのダンス・パーティーなど）を通じて地域社会とのつながりを保ち、「市民クラブ」としてアソシエーション的機能も果たすようになっていた<sup>28)</sup>。とはいえ、鉄兜団の軍事団体としての性格は1924年以降も維持されていた。例えば、鉄兜団はヴェルサイユ条約違反となる重火器を用いた野外演習や市民を対象とする軍事教練を継続したが、これは秘密再軍備を目指す国防軍との密接な関係の中で行われており、この意味で鉄兜団は国防軍の一種の「予備役部隊」ともみなされる存在であった。こうした民間の国防団体と国防軍との蜜月関係、あるいは鉄兜団の非合法性を内包した合法性はドイツの政情を監視する戦勝国側の不

快感と警戒感を呼び起こすことになった<sup>29)</sup>。

他方で、「ヒトラー一揆」後も非合法化されなかった鉄兜団は、議会主義体制の中でいかにして「合法的」に政治的影響力を確保するのかという問題にも直面していた<sup>30)</sup>。こうして、鉄兜団も1924年から26年にかけての時期に本格的に政治へのコミットを開始するのである。共和国の相対的安定期における鉄兜団の最初の政治経験は1924年に行われた2度の国会選挙であった。鉄兜団は国家国民党や国民党、あるいはフェルキッシュ系小政党の「選挙支援部隊 *Wahlhilfstruppe*」として、集会会場の警護やプロパガンダ活動、さらに一部では脅迫行為にまで達した投票日の「曳航活動（投票所に無理やり連れて行く行為）」などを行った<sup>31)</sup>。また、エーベルトの急死に伴う1925年のライヒ大統領選挙では、3月29日の第1回投票で国家国民党と国民党が推すK・ヤレス *Karl Jarres*、4月26日の第2回投票では右翼統一候補のP・v・ヒンデンブルク *Paul von Hindenburg* を支持してプロパガンダ活動を行っている。

もっとも、この鉄兜団の政治活動はあくまで右翼政党の補助的役割を果たしたに過ぎなかった。このため1926年になると、鉄兜団は政党に付属しない政治闘争団体として政党政治との距離をとりつつ自立した主導的役割を模索するようになっていった<sup>32)</sup>。すでに1925年12月にマゲデブルクで開催された鉄兜団創設記念式典での席上、団長ゼルテは演説で、鉄兜団が国内・外の解放闘争においてまずは国内の解放を優先すること、権力を目指して闘争し、それを真の指導者へと引き継ぐことを明言している<sup>33)</sup>。1926年4月付け公秩序監視全国委員報告書では、自らが政治運動であることを公言して鉄兜団が「独自の政治的要求と右翼政党からの自立化の考え」を持ち出していることに注目し、以下のように指摘している。「鉄兜団のこの政治的要求から明らかなのは、この数年における鉄兜団の活動に基本的な変化が生じているということであり、実際のところ鉄兜団は、もはや以前に主張されていたような旧前線兵士の利益代表ではなく、政治運動になったということである<sup>34)</sup>。

こうして基本的な方向性として「政治へのコミット」を打ち出した鉄兜団は、1926年10月の指導部会議において「国家の中へ *Hinein in den Staat*」を以後の運動方針に据え、合法的に国家の政治に入り込んで反共和国的活動を展開することを決議した<sup>35)</sup>。それは、「憲法上許容される手段を用いて民主的国家を破壊し、最終的に「権威主義的」権力装置へとそれを転換させようとする<sup>36)</sup>」意志の現われであった。

その際、鉄兜団の政治活動において越えてはならない一線として常に持ち出されたのが「超党派性 *Überparteilichkeit*」の問題であった。鉄兜団は議会政治（ひいてはワイマル共和制）を激しく攻撃する中でも、自らが政党化することや、特定の政党と提携することを始終拒否し続けたのである。これは鉄兜団に限らず、様々な政治闘争団体が反議会・反政党政治の旗印の下で議会の回路を経ずに政治的公共圏での影響力を獲得しようとする、ワイマル共和国後半における議会外政治の高まりを意味するものであった<sup>37)</sup>。マールケはこの「超党派性」の強調こそが鉄兜団が国民の広範な部分から支持を集めることを容易にし、鉄兜団にブルジョア政党に対する自立性を与えたと指摘している<sup>38)</sup>。しかし同時に、議会制民主主義を前提とする国家において、このように議会政治や政党政治から距離をとることは政治活動において不利になることはあっても、プラスに作用することは少なかった<sup>39)</sup>。このため、多くの政治闘争団体が政党との結合性を深めていく中であって、鉄兜団の政治活動もまたその時々状況に応じて政党政治に接近することになるのであった。実際、1924年の国会選挙での諸政党に対する選挙支援活動は、鉄兜団の政治活動が政党の存在とは不可分であることを初発から示していたのであり、「超党派性」の原則は政治へコミットすればするほど空論化していくことになった。「それ〔鉄兜団〕は調停者であると同時に競合者であり、政党の上にいると同時に政党の横にいた<sup>40)</sup>」とフリッチェが指摘するように、1920年代後半のドイツにおいて、鉄兜団は政治的諸党派の上にとあってあらゆる政治的な差異を超えた結集運動を目指す一方で、一つの政治運動として既成政党と政治的主導権をめぐる争う両義的な存在であった。その政治活動は、政党政治へのコミットと「超党派性」原則の間の矛盾を、議会制民主主義下での議会外政治を推し進めることで最終的に解消しようとするものであったが、以下では1927年以降の鉄兜団の活動を具体的に追うことでこの点を確認してみたい。

### Ⅲ. 鉄兜団の「政治的急進化」

1927年5月7日から9日までの3日間、鉄兜団はベルリンで第8回全国前線兵士大会 *Reichsfrontsoldatentag* を開催した<sup>41)</sup>。この大会は1920年から32年まで年1回開催された行事であり、1925年までは本拠地マゲデブルク、それ以降は国内各都市の持ち回りで開催され、大会期間中には政治集会や観閲パレードなどが大規模に行われた。とりわけ1926年以降は常に10万人以上の団員が動員され、団外からも様々な来賓が招かれた。13万人以上の

団員を動員したベルリン大会は「国家の中へ」の方針をアピールする最初の政治行動であり、「広く世間の注目を鉄兜団に向け、政治的要素として認められようとする試み<sup>42)</sup>」であった。この大会でゼルテが発表した「鉄兜団教書 *Stahlhelm-Botschaft*」(ベルリン教書)は鉄兜団の政治化を示す「一種の政治綱領<sup>43)</sup>」とみなされるものであった。

クロツツビュッヒャーによると、「鉄兜団教書」は「鉄兜団内に存在していた様々な政治的・経済的・社会政策的見解の共通部分を強調する<sup>44)</sup>」ものであり、鉄兜団が目指す国家像の詳細な内容を含むものではない。それにもかかわらず、それ以降活発化する鉄兜団の政治活動を考えれば、同団がこの段階で社会に向けて政治的なアピールを發したことの意味は大きいといえよう。その内容は大きく分けると次の3点になる。第1に、鉄兜団はその活動の思想的根底に世界大戦での経験、つまり「かつての前線戦友関係 *Frontkameradschaft* と団結の経験」を置き、それを「国民的な団結感情へと発展させ」ようとしていたことである。そこでは国民を分断するマルクス主義や階級闘争思想が拒絶され、ドイツを弱体化させるヴェルサイユ条約やドイツに対する戦争責任の押し付けが激しく攻撃されることになる。第2に、ドイツを強化する政策が打ち出されていることである。具体的に、それは議会主義に対置される「ライヒ大統領の権限強化」、ドイツの領土拡張を視野に入れた外交政策、そしてオストマルク地域での植民を目指す農業政策であった。第3に、鉄兜団が「旧前線兵士の国家公民的意志を表現する」ために自治体からライヒに至る各議会において「適切な協働の可能性と権利」の獲得を目指していることである。確かに、この教書内でも従来の主張を繰り返すように自らの政党化や新党の結成が拒否されているが、この文書の重点はそこにあるのではなく、既存の政治体制を前提にそこに合法的に浸透しようとする姿勢が示されている点にあるといえよう。従って、当局もこの段階での鉄兜団の政治化をそれほど危険視してはいなかった。公秩序監視全国委員報告書は、この教書に示された鉄兜団の姿勢を以下のようにみなしていた。「鉄兜団教書はわが国内の政治的状況の平和的な発展の歴史についての一つの記録として歓迎されるであろう…ここではっきりと示されているのは、すでにこれまでこの運動全体に関して特徴的なものとみなされてきた抑制 *Mässigung* や調整 *Ausgleich* の政治への発展である<sup>45)</sup>」。

「鉄兜団教書」の公表をきっかけとして、鉄兜団は前年に決定されたスローガン「国家の中へ」を議会内への働きかけという形で実践に移すことになった<sup>46)</sup>。例えば、1927年6月に鉄兜団は国会での發議を求めて、第一次大戦に関するドイツの戦争責任に反対する法案と旧前線兵士の優先的雇用に関する法案を、各党(国家国民党、国民党、中央党、バイエルン国民党、フェルキッシュ自由党、ナチ党、経済党)に送付し、翌7月には1918年以降の政治犯に対する恩赦をライヒ政府に働きかけている<sup>47)</sup>。鉄兜団のこの動きを公秩序監視全国委員は以下のように評していた。「右翼運動の他の大抵の団体とは異なり、鉄兜団は極めて活発で積極的な組織的・政治的活動を行っており、この活動はおそらくは続く数ヶ月のうちにさらに拡大するかもしれない<sup>48)</sup>」。

鉄兜団の政治的活動は、数ヶ月後に予定されていた国会及びプロイセン州議会選挙を視野に入れたものであった。共和国が政治的・経済的に安定していた1928年5月20日に実施された国会及びプロイセン州議会の選挙では、共和国擁護派である社会民主党が国会において議席数を伸張し、国家国民党や国民党など保守・右翼政党が勢力を後退させた。今回の選挙で鉄兜団は主として国家国民党や国民党の候補者リストで団員を立候補させ、国会で49名(国家国民党34名、国民党9名など)、プロイセン州議会で54名(国家国民党41名、国民党10名など)の計103名が当選した<sup>49)</sup>。しかし、選挙での大量当選は鉄兜団の政治的方向性が抱える矛盾を露呈させることになった。すなわち、鉄兜団指導部はその後も従来から主張してきた「超党派性」や「反議会主義・政党政治」の立場を継続する一方、この選挙での「成果」を背景に議会内で「影の鉄兜団議員団<sup>50)</sup>」あるいは「諸政党内での一種の鉄兜団党<sup>51)</sup>」の形成を目指すことになったのである。選挙期間中、鉄兜団は団員に対して国会・州議会選挙での投票を義務づけたが、その際には特定の政党ではなく、諸政党のリスト上の団員候補者個人を支持するように求めることで「超党派性」の名目を維持しようとした<sup>52)</sup>。「選挙でのかなりの成果を取めたにもかかわらず、政党に対するその立場は相変わらず拒否的なままであった<sup>53)</sup>」。

鉄兜団の合法的な政治姿勢に変化が見られるのは、国会選挙から約2週間後の1928年6月1日から3日間に亘ってハンブルクで開催された第9回全国前線兵士大会で発表された「第2次鉄兜団教書」(ハンブルク教書)である。この教書は基本的にはベルリン教書の内容を踏襲したものとされるが、既存体制の中に合法的に侵入していこうとするベルリン教書の姿勢がそこには見られない。この中で、鉄兜団は「政治闘争の中で投票用紙を用いて国家の生存権を守ろうとすること」を否定し、「ドイツの自由のための、国際的マルクス主義に反対する闘争を勝利のうちに遂行する」能力がないのであれば政党は指導権を返上すべきだと述べた上で、「新しい憲法秩序が権力を引き渡した民主主義の指導者たち」、すなわち「今日の体制の受益者」が「破壊的諸勢力」であるボル

シェヴィズムを「政党政治的な考慮から保護」しているとして厳しく非難した<sup>54)</sup>。

このような変化はなぜ生じたのであろうか。その理由として考えられるのが、国会やプロイセン州議会での鉄兜団系議員の数的増加が議会での影響力の増大につながらず、「鉄兜団議員団」の形成が徐々に困難になっていったことである。それを端的に示した出来事が1928年6月28日のH・ミュラー Hermann Müllerを首班とする大連合内閣の成立に至る過程であった。すでにプロイセンではO・ブラウン Otto Braunを州首相とするワイマル連合政府が継続していたが、国政レベルでも社会民主党が5年ぶりに与党へ復帰した。鉄兜団指導部は同団所属の国民党議員を通じて国民党に対して連立参加を断念させるつもりであったが、結局、彼らは連立入りを目指すシュトレゼマンの意向を受けた国民党議員団に従った。「ミュラー内閣の形成は鉄兜団にとってその政治的影響力が議会外の領域に限定されていることを決定的に悟らせる<sup>55)</sup>」ことになったのである。1928年7月20日付公秩序監視全国委員報告書は、鉄兜団の議会内活動の限界を重視し、鉄兜団の置かれた状況を以下のように指摘した。「鉄兜団指導部は所属する国民党議員に対して鉄兜団の政治方針を斟酌させることを断念した。ここで示されたのは、鉄兜団議員の所属する党への結びつきは団への結びつきよりも強力だということであった。それら議員たちを通じて議会自体への影響力を直接獲得しようとする大きな期待は、このケースでは見込まれたほど満たされなかった。鉄兜団にとってこの経験の結果とは、政党や憲法に対するその非友好的な態度が強まり、それによって同時に反議会主義的・反民主主義的傾向のある程度の急進化が現われることだといっていよう<sup>56)</sup>」。

当局側のこの予見はすぐに現実のものとなった。「鉄兜団議員団」の形成（議会での影響力の獲得）に失敗し、大連合内閣の成立を阻止できなかった鉄兜団の活動は再び議会外を中心したものになり、その政治的主張は明確に急進化して共和国に敵対的なものとなったのである。

この意味で、1928年9月初めに発表された、いわゆる「フルステンヴァルデ敵対教書 Fürstenwalder Haßbotschaft<sup>57)</sup>」は「急進化路線の綱領上の幕開け<sup>58)</sup>」としてその政治活動の大きな転換点に位置づけられるであろう。この教書は9月1・2日の両日にブランデンブルク地方のフルステンヴァルデで開かれた鉄兜団や他の政治闘争団体の会議の中で同団ブランデンブルク地方連盟指導者E・v・モロゾヴィッチ Elhard von Morozowiczが発表したものであり、以下のような内容を含んでいた。「われわれは現下の国家構造、その形態と内実、その展開と本質を憎悪する。われわれは、この国家構造を、その中では最善のドイツ人が指導するのではなく、その体制が責任ある指導を不可能にする議会主義が支配しているが故に憎悪する。われわれはこの国家構造を、その中では階級闘争や政党間闘争が自己目的や権利となってしまったが故に憎悪する…この体制の公然たる、そして仮借なき敵となることで、われわれは同時に、なるほどわれわれの世界観的基盤に立つと主張しているが、政治的・経済的メリットのために「さらにひどい事態を回避する」という口実でわれわれが闘うべき体制と妥協しようとする、すべての組織、集団、個人と闘う…われわれは今日国家を支配している体制と妥協の政治を通して体制を支えるすべての者に対する闘争を宣言する<sup>59)</sup>」。

この「敵対教書」の姿勢はゼルテやデュスターベルクなど鉄兜団指導部にも共有され、鉄兜団と諸政党との協力関係を根本的に転換させることになった。すでに述べたように、1920年代を通じて鉄兜団は国家国民党や国民党など複数の政党と近い関係にあったが、「敵対教書」による共和国への敵対的姿勢の公然化と国民党の大連合内閣参加により、鉄兜団と国民党との関係は断絶し、同団は1928年10月に右翼反動的なA・フーゲンベルク Alfred Hugenbergが党首に就任し明確な共和国敵対路線を歩み始めた国家国民党に接近することになるのである。その政治活動は実質的にフーゲンベルク（国家国民党）の強い干渉を受けることになった<sup>60)</sup>。これは政党からの自立（超党派性）を掲げた鉄兜団が結局のところ政党（しかも単一の政党）への連携・依存を強めていくことに他ならなかった<sup>61)</sup>。「1929年中に、鉄兜団はその政党政治的中立性の残滓を捨て去り、フーゲンベルクの背後へと接近していった<sup>62)</sup>」のである。

あらためて確認しておけば、鉄兜団が議会外の急進的な反共和国勢力へと完全に变化したのは1928年ということになる。その後、鉄兜団の「憲法と共和国に対して取っている公然たる敵意<sup>63)</sup>」は、ワイマル憲法73条に規定された国民請願 Volksbegehrenを利用した共和国への非議会的攻撃としてまず現われることとなった。同憲法によると、有権者の10分の1の署名をもって請願された法律案は国会で発議され、国会が発議を拒否した場合には国民票決 Volksentscheidung が実施されることになっていた。議会外勢力にとって、国民請願・票決は議会の立法権を回避しながら政治を展開する可能性を開くものであった<sup>64)</sup>。さらに鉄兜団にとって、国民請願は種々の右翼組織の統一する超党派の運動を展開できる点でも意味あるものであった<sup>65)</sup>。国民請願運動の実施は「敵対教書」発表後の9月22日・23日の幹部会議で決議され、11月13日の鉄兜団創設10周年式典の席上でゼルテが発表した。その内容は憲法37条の修正と54条の廃止による「憲法改正」であった。前者は国家反逆罪での議員不逮捕特

権の廃止、後者はライヒ政府の国会に対する責任を排除した大統領内閣の形成を目指すものであり、両者の意味するところは大統領権限の強化であった。先の「敵対教書」を発表したモロゾヴィッチはある演説で、この国民請願を鉄兜団が開始する「ワイマル体制に対する公然たる闘争」への旗色を鮮明にさせる「試金石」であると断言していた<sup>66)</sup>。ただし、この国民請願案は1929年6月から7月にかけての右翼陣営内での協議の中で結局却下され、代わって国家国民党のフーゲンベルク主導でヤング案反対を目的とする国民請願運動が起こされることになった。

1929年7月9日、国家国民党と鉄兜団の他に全ドイツ連盟や全国農村同盟などの右翼組織、さらにはナチ党も参加した「ドイツ国民請願のための全国委員会」が発足し、ヤング案の拒否やヴェルサイユ条約の包括的修正（特に戦争責任条項の削除と占領期間の終了）を求める「ドイツ民族の奴隷化に反対する法」（自由法）の成立を目指した<sup>67)</sup>。国会はこの法案を否決したが、全国委員会は国民票決に持ち込むためのぎりぎりの署名数（有権者の10.02%）を集め、1929年12月22日に国民票決が実施された。結果は4210万の有権者のうち580万人しか投票せず、右翼側の試みには完全な失敗に終わった。

このヤング案反対闘争以降も、鉄兜団は右翼陣営内における反共和的急進派として活発な活動を展開しており、プロイセン州議会解散の国民請願・票決運動（1931年）やライヒ大統領選挙戦（1932年）など重要な局面で共和国政治と関わっていくことになった。1931年2月、鉄兜団は社会民主党首班のプロイセン州政府への攻撃を目的として州議会解散を求める国民請願運動を再開した。プロイセン州議会がその発議を否決したため、8月にこの問題に関する国民票決が実施されることになり、国家国民党、国民党、さらにナチ党、その後コミンテルンの指示により共産党もこの国民票決に賛成したが、結局、国民票決は有権者の37.1%の賛成しか得ることができず、鉄兜団の国民請願運動は再び失敗に終わった<sup>68)</sup>。さらに同年11月、中部ドイツのバート・ハルツブルクで、鉄兜団は国家国民党、ナチ党、全ドイツ連盟、全国農村同盟などと共に共和国打倒を目指す「国民的反対派 *nationale Opposition*」を結成して、右翼陣営の政治的団結を印象づけようとした<sup>69)</sup>。しかし、すでに1930年9月の国会選挙以降顕在化していたナチスと国家国民党・鉄兜団の間の政治的対立の溝は埋まらず、政治的指導権を求める両者は1932年3月のライヒ大統領選挙で共和国擁護派の支持を受けた現職ヒンデンブルクに対抗して互いに候補者を擁立することになった。鉄兜団は国家国民党とともに第二団長デュスターベルクを立候補させたが、4月の第二次投票では立候補を取り下げて棄権した。なお、選挙はヒンデンブルクとヒトラーの事実上の一騎打ちとなり、ヒンデンブルクが再選を果たした<sup>70)</sup>。

周知の通り、1930年代に入ると世界恐慌の影響下で現状の打破を訴えるナチスが選挙での得票や党員数を急速に伸張させ、従来の右翼陣営の枠組あるいは職業・宗派など特定の社会集団を超える広範な支持を集めていた。これに対して、同じ時期の鉄兜団は組織の拡大どころか、1920年代の団員数の維持が精一杯の状態に追い込まれていった。つまり、1930年代の鉄兜団は右翼陣営内にあって台頭するナチスの補完的・副次的な役割へと追いやられていったのであり、1920年代に確立した指導的地位を喪失する中で1933年1月のナチスによる政権掌握を迎えることになるのである<sup>71)</sup>。

#### IV. 1920年代後半における鉄兜団内の「労働者問題」

以上のような1920年代後半の政治状況の中で、鉄兜団は労働者問題にどのような態度をとったのであろうか。

すでに言及した1925年末の鉄兜団創立記念式典におけるゼルテの演説では、外交に対する内政の優先が強調され、内政上の課題の1つとして鉄兜団が「再び自らの民族を求めている」労働者を保護する必要性が挙げられている<sup>72)</sup>。この方針は1926年3月の幹部会議において決定された鉄兜団の「基本政策」に引き継がれ、そこに「大ドイツ主義的外交政策」や「指導者思想の実現」と並んで「ドイツの労働者への社会的同権の獲得」が盛り込まれた<sup>73)</sup>。こうした労働者問題への関心の高まりから、すでに言及した1927年5月の第8回全国前線兵士大会では6つの講習会の一つとして「労働者と国民 *Arbeiterschaft und Nation*」がテーマに取り上げられている<sup>74)</sup>。さらに1928年3月のハンブルクでのある政治集会で、ゼルテは労働者問題への態度表明を行い、「労働者の社会的・労働組合的闘争は承認されなければならない」、さらに「鉄兜団は労働者団員に対して自らの利害闘争を決着させるための活動の余地を与えなければならない」と発言している<sup>75)</sup>。

ただし、鉄兜団が労働者問題について公式に言及したとなれば、それは1928年6月の「ハンブルク教書」ということになるだろう。当局の印象では、この教書は「本質的には鉄兜団の旧来の要求を繰り返している」に過ぎないものであったが、新しい点としては「社会政策の問題と国家や経済における労働者の地位についての態度を

公式に表明した」ことであった<sup>76)</sup>。その文言は以下の通りである。「労働者の運命は国民の運命しだいであると鉄兜団は認識している。ドイツの解放を求めて闘う鉄兜団は、それゆえドイツの労働者のために闘う。しかし、鉄兜団はドイツの労働者に救済の将来的目標を示すだけでなく、計画に従って社会的な現実的活動Gegenwartsarbeitも行う。鉄兜団はすべての被用者の労働法上の同等化を要求する。平等化の賃金政策に代わって、業績評価による上昇可能性が提供されなければならない。経済の指導的集団には、鉄兜団はドイツの被用者に対する自らの国民的責任を自覚するよう呼びかける…今日通用している社会政策の原則に従って給付を受けることがドイツの労働者にとって決して十分ではないことを鉄兜団は心得ている。ドイツの労働者はみずからの職業労働に関して自由な市民との同権を望んでいる。ドイツの労働者はその職業労働の身分に属しており、その身分の中で、人格に従って占めることが正当化される地位を要求している。法秩序はこの新しい社会的思考のための法規と法的保護の制度を見出さなければならない。今日ストライキやロックアウトの形で合法的に許容されて実行しうる内戦を許容することは、この新秩序とは相容れないであろう<sup>77)</sup>」。ここから明らかになるのは、第1に鉄兜団がワイマル体制下での何らかの労働者政策（現実的活動）の必要性を認めていたこと、第2にワイマル体制における平等な賃金決定（協約賃金を指すと思われる）や労働争議に対しては否定的であったこと、第3に業績原理の導入や職能身分制の中での労働者の他の階層との同権化といった鉄兜団の将来像の中に労働者問題の解決を求めていたことである。公秩序監視全国委員報告書は、鉄兜団の労働者への浸透は「極めて疑わしい」としつつも、同団の姿勢を以下のように指摘している。「ハンブルク鉄兜団教書で労働者問題を特に強調したことがはっきり示しているのは、同団が長年追求してきた、労働者層の中に自らの政治闘争への支持者を見出そうとする試みをさらに強化して継続するということである<sup>78)</sup>」。

この教書の発表後、鉄兜団の地方組織も同様の趣旨の発言を繰り返した。中部ドイツ地方連盟は1928年9月頃のある文書において次のように記している。「ドイツの労働者なしに、祖国の内外での解放を求める闘争を実行することはできない…労働者に対して将来的目標を示すだけでなく、同時に計画的な社会的活動を通じて労働者への影響力を拡大し、強化することができる場合にのみ、鉄兜団はドイツの労働者層のさらに大きな部分を味方につける任務を果たすであろう<sup>79)</sup>」。同じ頃、共和国に対する明確な敵意を表明したフェルスステンヴァルデの集会では、ブランデンブルク地方連盟も以下のような発言を行っていた。「われわれが欲するのは、労働者層が他の身分とともに健全たる職業共同体と有機的なドイツ的生活形態へと一体化する強力な国家である。そこではまた、最も貧しい者が個人的能力と業績に基づいて財産、責任、指導権を要求する権利を獲得するのである。われわれが欲するのは、強力な国家の權威によって、労働の中での雇用者と被用者の間の闘いによりやく終わりがもたらされることである<sup>80)</sup>」。

こうした労働者問題への関心の背景には、マルクス主義に対抗した右翼陣営内での「社会主義」思想の高まりがあった。1920年代後半の右翼陣営内では「ブルジョア」概念が「反動」と同義化されて軽蔑的に用いられる一方で「社会主義」概念が肯定的に捉えられて自らの目標に据えられていたが<sup>81)</sup>、鉄兜団の場合、それはマルクス主義の社会主義とは明確に区別される「前線社会主義 Frontsozialismus」とされ、階級間の対立が一時的に解消される塹壕での「擬似社会主義共同体」を社会的な理想とみなす思想であった<sup>82)</sup>。「前線戦友精神はこの運動〔鉄兜団運動〕の最も強力な内的結びつきである。それはあらゆる社会的対立を越えて前線の共同体感情を生み出す塹壕の必然的な遺産と感じられている<sup>83)</sup>」。これに関連して、マウフは鉄兜団を筆頭に右翼国防団体は階級対立を架橋した戦時体験からその自己認識を形成したためにワイマル期には社会問題の解決を活動の中心に据えていたと指摘している<sup>84)</sup>。

ところで、鉄兜団はどれくらいの労働者を抱えていたのであろうか。すでに述べたように、鉄兜団の団員数は1924年ごろに10万人を越え、1929年にかけて30万人ぐらいに増大し、その後1933年のナチス政権成立まではほぼ変動なく30万人台であったが<sup>85)</sup>、その社会的構成については、クルーゲが1920年代半ばの団員の多数が「非プロレタリア的社会階層に由来していた<sup>86)</sup>」と述べ、クロッツビュッヒャーも「中産階級所属者——職員層や下級官吏——が団員の主要部分を占めていた」と記すなど、その中間層的な性格がしばしば指摘されている。しかし、クロッツビュッヒャーは同時に「鉄兜団は少なくとも個別の大管区においては労働者層のかなりの部分を自陣に獲得することに成功した」と付け加えており、鉄兜団員における労働者割合を25ないし30%と見積もっている<sup>87)</sup>。同様に、ニーダーザクセン地方に限定されるが、フリツェの研究も鉄兜団が中間層を引きつける一方で、ある程度の労働者団員も存在していた点を強調しており、団員における労働者の割合は1927年頃には10%前後、工業地域では25%、地域によっては50%であったという<sup>88)</sup>。旧前線兵士であることを加入条件とした団員資格を撤廃して前線経験のない戦後世代を受容することで団員数を大幅に増大させた1925年以降の鉄兜団には、年齢的

にも職業的にも多様な人びとが加入し、その中には一定度の「労働者」も含まれていたことは明らかであろう。つまり、結成当初には中間層が圧倒的であった鉄兜団員の社会的構成も1920年代を通じて徐々に多様化していったのである。

## おわりに

1920年代後半までの鉄兜団の組織的發展や政治活動から浮かび上がってくるのは、1918年末に誕生した鉄兜団が1920年代を通じてその性格を変化させていったことである<sup>89)</sup>。もともと鉄兜団は旧前線兵士の特殊な利益擁護を目指す団体として設立され、その団員資格には6ヶ月以上の前線での戦闘経験が条件づけられていた。同時に、ドイツ革命の喧騒の中で鉄兜団はマグデブルクなど中部ドイツ各地で混乱した秩序を回復する「自衛団体 Selbstschutzverband」としての機能を担うことになった。1920年代最初に反革命義勇軍とともにこうした自衛団体が解散に追い込まれると、鉄兜団は準軍事的な「国防団体 Wehrverband」として1923年にかけて国防スポーツや軍事教練を通じて国防軍の援助の下で軍事的性格を強めた。その後、共和国の安定化の中で鉄兜団は軍事的性格を維持しながらも、同時に政治的な主張・活動を行う「政治闘争団体 politischer Kampfverband<sup>90)</sup>」へと発展していった。この点について、ディールは次のように指摘している。「鉄兜団は右翼最大の闘争団体として台頭し、1926年までには右翼議会外勢力の絶対的指導者とみなされるようになった。その年、この旧前線兵士組織〔鉄兜団〕は団員資格を緩和することで政治闘争団体への転換を強調した…1926年初頭、鉄兜団指導部はもっと直接的かつ決定的なやり方で政治の舞台へ入っていかなければならないと決意したのである<sup>91)</sup>」。

「国家の中へ」というスローガンとともに活発化した鉄兜団の政治活動は1928年5月の国会選挙までは一応合法的な勢力拡大の範囲内にとどまっていたが、選挙後の政治的展開の中で、1928年秋にはその主張・活動は急進的な反共和国路線へと完全に転轍するに至り、鉄兜団は手段としての議会内での勢力拡大を最終的に放棄して議会外活動へと向かった。同時に、それは旧前線兵士団体である鉄兜団の社会的基盤の広範化・大衆化の過程でもあった。こうした状況の中で、議会外大衆運動として組織的拡大を目指す鉄兜団にとって自陣内の労働者を囲い込み、また新たな労働者大衆の獲得を企図する積極的な意味が生じ、鉄兜団の労働者問題への関心は高まることになった。その結果、1920年代後半、鉄兜団は従来から関係を築いていた経済平和的組合やキリスト教労働組合といった団外組織に労働者団員の経済的な利益代表を任せることなく、独自の被用者組織「鉄兜団自助会」を結成することになるのである。さらに、同じ時期にナチス経営細胞組織やドイツ救援会労働組合などの右翼労働者組織が次々に結成・組織化されたことを考え合わせると、世界恐慌期前後のドイツでは共和国の政治や労働者政策を厳しく批判する右翼勢力が（既存の労働組合が圧倒的に有利な状況下ではあるが）労働者の獲得をめぐる競争していたという構図も浮かび上がってくる。こうした状況の中で登場する「鉄兜団自助会」とはいかなる経緯で結成され、どのような思想をもち、またどのような活動を展開していたのであろうか。これまでの研究ではほとんど扱われてこなかったこの組織の実態については他日を期して検討したい。

## 註

1) NSBO に関しては拙著『ナチズムと労働者——ワイマル共和国時代のナチス経営細胞組織』勁草書房、2004年、大ドイツ労働組合 (Grodege) に関しては拙稿「1920年代後半におけるナチ党内の労働組合問題」『西洋史学報』34号、2007年、フェルキッシュ闘争労働組合 (VKG) に関しては同「ワイマル期ドイツにおけるフェルキッシュ運動と「労働組合」」『史学研究』260号、2008年、ドイツ救援会労働組合 (GDH) に関しては同「右翼政治犯救援活動と「労働組合」——ワイマル期ドイツにおける右翼労働運動の一断面」『西洋史学報』37号、2010年をそれぞれ参照。

2) Klotzbücher, Alois, *Der politische Weg des Stahlhelms, Bund der Frontsoldaten, in der Weimarer Republik: Ein Beitrag zur Geschichte der "Nationalen Opposition" 1918–1933*, Diss. Erlangen–Nürnberg 1965, Berghahn, Volker R., *Der Stahlhelm: Bund der Frontsoldaten 1918–1935*, Düsseldorf 1966.

3) Diehl, James M., *Paramilitary politics in Weimar Germany*, Bloomington/London 1977, Mauch, Hans-Joachim, *Nationalistische Wehrorganisationen in der Weimarer Republik: Zur Entwicklung und Ideologie des "Paramilitarismus"*, Frankfurt a.M. 1982.

4) 岩崎好成「ワイマル期民間国防団体の政治化」『史学研究』160号、1983年。さらにその後、岩崎氏は鉄兜団

の政治思想の分析を行い、そこから鉄兜団とナチズム運動との思想的共通性や連続性を指摘している。岩崎好成「鉄兜団とナチズム運動の競合的共闘に関する一覚書」『山口大学教育学部研究論叢』49号、1999年、同「鉄兜団の自画像と政治思想（上）——同団政治思想のナチズム思想との全般的な一致——」同51号、2001年、同「鉄兜団の自画像と政治思想（下）——旧フロントケンパーの世界観と代替国家構想——」同53号、2003年。また、鉄兜団を岩崎氏の研究テーマである政治闘争団体全般に位置づけたものとして、同「政治闘争団体」とナチズム運動の擡頭」『現代史研究』43号、1997年。

- 5) 鉄兜団の結成については, Berghahn, *a.a.O.*, S.13ff.
- 6) Satzungen des Stahlhelms, Bund der Frontsoldaten v.25.6.1921, Bundesarchiv Berlin-Lichterfelde (BA), R1507/67175 (Nr.330), Zweck und Ziele des "Stahlhelm", o. D. (1921), BA, R1507/67175 (Nr.330).
- 7) Mahlke, Bernhard, Stahlhelm-Bund der Frontsoldaten (Stahlhelm) 1918-1935, in: Fricke, Dieter u.a. (Hrsg.), *Lexikon zur Parteigeschichte: Die bürgerlichen und kleinbürgerlichen Parteien und Verbände in Deutschland (1789-1945)*, Bd.4, Leipzig 1986, S.147.
- 8) Diehl, *op.cit.*, p.97.
- 9) Berghahn, *a.a.O.*, S.15f. 1931年のことであるが, ある自由労組系機関紙は鉄兜団の結成直後からの変貌を以下のように指摘している。「[鉄兜団は] 12年のうちに共和主義的な在郷軍人団体から反動の護衛部隊になってしまった」(*Gewerkschaft* v.18.7.1931)。
- 10) Berghahn, *a.a.O.*, S.18ff., Diehl, *op.cit.*, p.97.
- 11) Schreiben des Oberpräsidenten an den Minister des Innern v.4.6.1921, BA, R1507/67175 (Nr.330), Schreiben des Württembergischen Landeskriminalpolizeiamtes Stuttgart v.8.6.1923, BA, R1507/67175 (Nr.330).
- 12) Vgl. Berghahn, *a.a.O.*, S.36. フリツチェは鉄兜団の急進化時期を, 鉄兜団の解散(非合法化)をきっかけとする1922年から23年の時期とみなしている(Fritzsche, Peter, *Rehearsals for Fascism: Populism and Political Mobilization in Weimar Germany*, New York/Oxford 1990, p.179)。
- 13) Schreiben des Württembergischen Landeskriminalpolizeiamtes Stuttgart v.8.6.1923, BA, R1507/67175 (Nr.330).
- 14) Mahlke, *a.a.O.*, S.148.
- 15) Schreiben des Stahlhelms Gau Lausitz an Stresemann v.19.10.1923 u. Entschliessung des Stahlhelms Gau Lausitz, BA, R1507/67175 (Nr.331). Vgl. Schreiben des Stahlhelms Gau Niedersachsen an Stresemann v.20.10.1923, BA, R1507/67175 (Nr.331). 岩崎「ワイマル期民間国防団体の政治化」, 58頁。
- 16) これに対して, プロイセン内相は「ヒトラー一揆」後の11月26日時点で, 鉄兜団の合法的姿勢を「見せかけ」として疑問視し, この組織への解散措置を妥当だと主張していた。それによると, 1923年6月までは鉄兜団は共和国・州政府への支持を表明していたが, 10月には「まったく異なる態度」, つまり明確な反共和國的姿勢を示したという(Schreiben des Reichskommissars für Überwachung der öffentlichen Ordnung an das Reichsministerium des Innern v.4.12.1923, BA, R1501/113265)。
- 17) Fritzsche, *op.cit.*, p.167.
- 18) 鉄兜団の自己申告では, 1927年の時点で地方連盟と独立大管区の数に合わせて26, 大管区は121, 管区は566であり, 支部数は1931年時点で約7000であった(Klotzbücher, *a.a.O.*, S.34, 岩崎「ワイマル期民間国防団体の政治化」, 58頁)。鉄兜団作成の地図によると, 作成年次は不明であるが, 地域本部・独立大管区の数に合わせて24であった(Landesverbände und Gaue, BA, R1507/67176 [Nr.333])。
- 19) 鉄兜団の組織整備については, Mahlke, *a.a.O.*, S.149, Diehl, *op.cit.*, pp.171f., Klotzbücher, *a.a.O.*, S.40ff., 岩崎「ワイマル期民間国防団体の政治化」, 63頁以下参照。当初は前線経験のある者だけが鉄兜団では幹部になることができたが, この前線経験の有無による区分自体が徐々に意味を持たなくなり, 1928年11月の規約改正によりこの区分は撤廃された(Lagebericht des Reichskommissars für Überwachung der öffentlichen Ordnung v.20.2.1929, BA, R1507/2043)。
- 20) 例えば, 青年鉄兜団では, オリエンテーリング, スカウティングゲーム, 軍事的色彩の強いスポーツ競技, 小型銃の射撃訓練などで青年たちが「軍事的社会化」と「国防運動への熱狂」を経験することになった(Mauch, *a.a.O.*, S.68)。
- 21) Diehl, *op.cit.*, pp.293f. 1929年には団員の半数以上が旧前線兵士ではなかったといわれる (*Ibid*, p.172)。
- 22) Schreiben des Reichskommissars für Überwachung der öffentlichen Ordnung an das Reichsministerium

des Innern v.12.10.1923, BA, R1501/113265.

23) Berghahn, *a.a.O.*, S.67ff. 鉄兜団とフェルキッシュ思想・反ユダヤ主義の関連についてはジョージ・L・モッセ（植村和秀他訳）『フェルキッシュ革命——ドイツ民族主義から反ユダヤ主義へ』柏書房，1998年，322頁以下を参照。

24) Kluge, Ulrich, *Die Weimarer Republik*, Paderborn 2006, S.227.

25) Vgl. Diehl, *op.cit.*, p.169, Berghahn, *a.a.O.*, S.80ff. 岩崎「ワイマル期民間国防団体の政治化」，58頁参照。1924年11月時点で鉄兜団内のフェルキッシュ・グループ（デュスターベルク派）が「極めて強力な勢力」であることが当局の文書でも指摘されている（Schreiben des Reichskommissars für Überwachung der öffentlichen Ordnung an das Reichsministerium des Innern v.15.11.1924, BA, R1501/113265）。「(1923年以降の) 指導部内の急進的なハレ派は鉄兜団の急進化に確実に影響を及ぼしていた」（Diehl, *op.cit.*, p.119）。

26) Berghahn, *a.a.O.*, S.80, 104f. u. 283. 後にデュスターベルクは著書の中で以下のように記している。「私はゼルテを支援し，彼を救済するための妥協策として2名の団長の同権的支配権を達成した。ここから，古代ローマを思い起こさせる二重指導体制が成立した」(Duesterberg, Theodor, *Der Stahlhelm und Hitler*, Wolfenbüttel/Hannover 1949, S.9)。

27) Berghahn, *a.a.O.*, S.53. すでに1923年10月の時点で，公秩序監視全国委員は内務省に宛てて鉄兜団が「右翼急進的手法で活動していると推測させるものは何もない」と報告している（Schreiben des Reichskommissars für Überwachung der öffentlichen Ordnung an das Reichsministerium des Innern v.12.10.1923, BA, R1501/113265）。

28) Fritzsche, *op.cit.*, p.171.

29) Mahlke, *a.a.O.*, S.149f., Berghahn, *a.a.O.*, S.55ff. 1924年までに解散・禁止された右翼急進的組織のメンバーを糾合したことも，鉄兜団が軍事的性格を維持した背景であったと考えられる。ライヒ公秩序監視全国委員のある報告書によると，ベルリンのシュパンダウ地区では鉄兜団員は過激なドイツフェルキッシュ自由党にも加入しており，鉤十字付鉄兜を着用していた（Bericht des Reichskommissars für Überwachung der öffentlichen Ordnung an das Reichsministerium des Innern v.31.7.1924, BA, R1507/67175 [Nr.331]）。また，ザクセンからの報告では，鉄兜団は「フェルキッシュ運動」の1つとみなされており，その中でもっとも成功した組織と位置づけられている（Auszug aus dem Bericht Dresden über die politische und wirtschaftliche Lage im Freistaat Sachsen v.15.10.1924, BA, R1507/67175 [Nr.331]）。

30) Mauch, *a.a.O.*, S.66.

31) Klotzbücher, *a.a.O.*, S.52ff.

32) Vgl. Fritzsche, *op.cit.*, p.180.

33) Lagebericht des Reichskommissars für Überwachung der öffentlichen Ordnung v.20.1.1926, BA, R1507/2029.

34) Lagebericht des Reichskommissars für Überwachung der öffentlichen Ordnung v.1.4.1926, BA, R1507/2029.

35) ディールは次のように述べている。「正面攻撃が不可能になって以来，国家を内側から征服することが必要となっていた。「国家の中へ」は決して誠実なる参加を意味するものではなかった。それが意味していたのは，侵入，浸透，反共和国者による共和国の権力の椅子の奪取，反民主主義，反共和国の目的のための民主主義的，共和主義的制度の操作であった」（Diehl, *op.cit.*, p.222）。岩崎「ワイマル期民間国防団体の政治化」，65頁以下も参照。

36) Mahlke, *a.a.O.*, S.149. Vgl. Berghahn, *a.a.O.*, S.103.

37) 政治闘争団体の政治化については，岩崎「『政治闘争団体』とナチズム運動の擡頭」，5頁以下。また，H・モムゼン（関口宏道訳）『ヴァイマル共和国史——民主主義の崩壊とナチスの台頭』水声社，2001年，218頁以下も合わせて参照。

38) Mahlke, *a.a.O.*, S.150.

39) 岩崎「鉄兜団とナチズム運動の競合的共闘に関する一覚書」，9頁。鉄兜団の反議会主義・反政党主義に関しては同「鉄兜団の自画像と政治思想（下）」，5頁以下参照。

40) Fritzsche, *op.cit.*, p.178.

41) ベルリン全国前線兵士大会については，Klotzbücher, *a.a.O.*, S.135ff., Berghahn, *a.a.O.*, S.103.

- 42) Klotzbücher, *a.a.O.*, S.135. なお、この大会では鉄兜団のベルリンへの集結を阻止しようとする共産党と鉄兜団の間で激しい街頭闘争が展開されており、587名が警察に拘束され、29名が重軽傷を負っている。拘束者の内訳は鉄兜団員8名、共産党員99名、表面上の無党派479名、国旗団員1名、負傷者の内訳は鉄兜団員23名、ナチ党員2名、共産党員1名、無党派3名であった(Schreiben des Kommandos der Schutzpolizei an den Polizei-Oberst v.10.5.1927, Landesarchiv Berlin [LAB], A. Pr. Br. Rep.030, Tit.90, Nr.7535)。
- 43) *Ebenda*, S.136.
- 44) *Ebenda*, S.116. 「鉄兜団教書」の内容については, Berghahn, *a.a.O.*, S.105f. 岩崎「鉄兜団の自画像と政治思想(上)」, 6頁以下も併せて参照。
- 45) Lagebericht des Reichskommissars für Überwachung der öffentlichen Ordnung v.15.7.1927, BA, R1507/2034. すでに1927年3月28日付けの報告書も, 団長ゼルテがベルリン全国前線兵士大会を前にして行った鉄兜団のクーデタ的意図を伺わせる趣旨の発言について, 鉄兜団の政治的立場からして「考えられない」と断言している(Lagebericht des Reichskommissars für Überwachung der öffentlichen Ordnung v.28.3.1927, BA, R1507/2032)。
- 46) ディールは次のように指摘している。「1927年の前線兵士大会において示された鉄兜団教書は前線兵士たちの政治的要求に目を向け, 彼らに国家の政治的権力の分け前を提供するよう要求することで, その新しい「国家の中へ」政策を強調したものであった」(Diehl, *op.cit.*, p.237)。また, フリツェも次のように述べている。「1927年ベルリンで開催された大規模な前線兵士大会は鉄兜団の指導者たちに「国家の中へ」のスローガンの下でみずからの政治的綱領を公然かつ完全に述べる機会を提供した」(Fritzsche, *op.cit.*, p.181)。
- 47) Lagebericht des Reichskommissars für Überwachung der öffentlichen Ordnung v.15.7.1927, BA, R1507/2034. Vgl. Klotzbücher, *a.a.O.*, S.145f.
- 48) Lagebericht des Reichskommissars für Überwachung der öffentlichen Ordnung v.15.7.1927, BA, R1507/2034.
- 49) 国会の場合, 鉄兜団議員の占める割合は国家国民党が46.5%, 国民党が20%であり, プロイセン州議会の場合はそれぞれ50%, 25%であった。ただし, クロツツビュッヒャーは, これらの鉄兜団議員のごく一部だけが熱心な団員であって, 大半は「名ばかりの鉄兜団員」であったと指摘している(Klotzbücher, *a.a.O.*, S.159)。岩崎「ワイマル期民間国防団体の政治化」, 67頁も参照。
- 50) Fritzsche, *op.cit.*, p.184.
- 51) Diehl, *op.cit.*, p.264.
- 52) Referat auf der Nachrichtenkonferenz in Dresden am 27.4.1928, BA, R1507/2051.
- 53) Lagebericht des Reichskommissars für Überwachung der öffentlichen Ordnung v.20.7.1928, BA, R1507/2040.
- 54) *Ebenda*. Vgl. Klotzbücher, *a.a.O.*, S.159f., Diehl, *op.cit.*, p.263.
- 55) Fritzsche, *op.cit.*, p.184.
- 56) Lagebericht des Reichskommissars für Überwachung der öffentlichen Ordnung v.20.7.1928, BA, R1507/2040.
- 57) この教書に関しては, Klotzbücher, *a.a.O.*, S.169ff., Diehl, *op.cit.*, pp.264f., Berghahn, *a.a.O.*, S.113f. ゾントハイマーはこの教書を「ワイマル国家に対する反民主主義的批判の極めて巧みな要約」と評している(Sontheimer, Kurt, *Antidemokratisches Denken in der Weimarer Republik: Die politischen Ideen des deutschen Nationalismus zwischen 1918 und 1933*, München 1962, S.248)。
- 58) Klotzbücher, *a.a.O.*, S.169.
- 59) *Ebenda*, S.169f., Diehl, *op.cit.*, p.265.
- 60) Vgl. Berghahn, *a.a.O.*, S.115f., Lagebericht des Reichskommissars für Überwachung der öffentlichen Ordnung v.20.2.1929, BA, R1507/2043.
- 61) Diehl, *op.cit.*, p.268.
- 62) Fritzsche, *op.cit.*, p.185. クロツツビュッヒャーも同様の指摘をしている。「[「フーゲンバルク戦線」への編入により, 鉄兜団は指導権を奪われたのみならず…ドイツ国家国民党の支配下にも入ったのであった」(Klotzbücher, *a.a.O.*, S.202)。
- 63) Lagebericht des Reichskommissars für Überwachung der öffentlichen Ordnung v.20.2.1929, BA, R1507/

2043.

64) Berghahn, *a.a.O.*, S.119.

65) Klotzbücher, *a.a.O.*, S.172. クロツツビュッヒャーによると、鉄兜団はこの憲法改正国民請願を1932年に予定されていたライヒ大統領選の「前哨戦」とみなしていた (*Ebenda*, S.173f.)。そうだとすると、鉄兜団の非議会的政治活動は1928年秋の国民請願運動から32年にかけて一貫したものと捉えることができそうである。

66) Lagebericht des Reichskommissars für Überwachung der öffentlichen Ordnung v.20.2.1929, BA, R1507/2043.

67) ヤング案反対国民請願運動については、以下の文献を参照。Kluge, *a.a.O.*, S.335, Berghahn, *a.a.O.*, S.129f., モムゼン, 前掲書, 257頁以下, E・コルプ (柴田敬二訳) 『ワイマル共和国史——研究の現状』刀水書房, 1987年, 183頁以下。

68) Winkler, Heinrich August, *Weimar 1918–1933: Die Geschichte der ersten deutschen Demokratie*, München 1993, S.422ff. この国民票決における共産党の動向に関しては、星乃治彦『ナチス前夜における「抵抗」の歴史』ミネルヴァ書房, 2007年, 91頁以下参照。

69) Kluge, *a.a.O.*, S.394.

70) 第一次大戦時の陸軍参謀総長で元帥であったヒンデンブルクは鉄兜団の名誉団員であった。1925年に彼がライヒ大統領に選出されて以降、鉄兜団指導部は彼の「軍人」と「政治家」の姿を区別して前者としてのヒンデンブルクに対する敬意を示していた。特に「フェルスステンヴァルデ敵対教書」による鉄兜団の反共和國的姿勢の顕在化後もライヒ大統領ヒンデンブルクが同団名誉団員であることに對して非難する声も強まっていた。ヒンデンブルクと鉄兜団の関係については、Berghahn, *a.a.O.*, S.122ff.

71) 鉄兜団は1933年1月30日に成立するヒトラー連立内閣に参加し、団長ゼルテが労相として入閣した。ナチス体制下での鉄兜団は、ナチス突撃隊や親衛隊とともに「補助警察」として反対派を弾圧する役割を担ったが、鉄兜団自身も1933年後半には青年団員が突撃隊に組み込まれ、さらに残りの団員も1933年11月に突撃隊の予備役に編入されることで組織的弱体化の道を辿った。1934年3月、鉄兜団は名称を「国民社会主義ドイツ前線兵士同盟 (鉄兜団) [NSDFB]」に変更して組織の存続を図ったが、最終的に1935年11月7日に解散へと追い込まれた (Mahlke, *a.a.O.*, S.154ff.)。

72) Lagebericht des Reichskommissars für Überwachung der öffentlichen Ordnung v.20.1.1926, BA, R1507/2029.

73) Lagebericht des Reichskommissars für Überwachung der öffentlichen Ordnung v.15.7.1927, BA, R1507/2034.

74) VIII.Reichsfrontsoldatentag Berlin 1927, LAB, A. Pr. Br. Rep.030, Tit.90, Nr.7534. ベルリンでの全国前線兵士大会を前に共産党は鉄兜団の反動的・親資本主義的・反労働者の性格を糾弾し、鉄兜団員である労働者の自陣への獲得を目指す「鉄兜団内の労働者へ」と題したビラを作成している (*Arbeiter im Stahlhelm!*, LAB, A. Pr. Br. Rep.030, Tit.90, Nr.7534)。

75) Schreiben des Deutschnationalen Handlungsgehilfen-Verbands an Georg Brost v.6.3.1928, BA, NS5VI/2161. なお、この日のゼルテの発言を聞いたドイツ国民商店員連盟 (DHV) の地方幹部はゼルテが明らかに親労働者の立場に立っているとの印象を受けたと報告している。

76) Lagebericht des Reichskommissars für Überwachung der öffentlichen Ordnung v.20.7.1928, BA, R1507/2040.

77) *Ebenda*.

78) *Ebenda*.

79) Die Aufgaben des Sozialreferenten in der Arbeiterfürsorge des Stahlhelms, BA, NS 5 VI/2161.

80) Stahlhelm und Arbeiterschaft, BA, R72/2196. こうした鉄兜団の労働者問題への関心の高まりについては、左翼陣営側も認識していた。コミンテルンは1924年以降の情勢分析の中で、ドイツのファシズム運動の不振・停滞を指摘しつつも、ナチズムやフェルキッシュ運動のみならず、鉄兜団などの国防団体もファシズム運動に組み入れてその中心をなすものとみなしていた (鉄兜団ファシズム)。とりわけ、鉄兜団が広範な反革命的大衆組織を形成している点に注目し、一部の論者が鉄兜団による労働者獲得の動きを指摘するようになっていた (富永幸生他『ファシズムとコミンテルン』東京大学出版会, 1978年, 100頁以下)。1927年時点でドイツ共産党は「鉄兜団がプロレタリアートの下での影響力を強化しようと努めている」ことを認めている (*Die bewaffneten Kräfte*

der Bourgeoisie, BA, R1507/2033)。また、ドイツ共産党系の武装組織である赤色前線兵士同盟の状況報告も、相対的安定期における労働者の下での鉄兜団の影響力の低下を確認した上で、それがキリスト教労働組合への浸透を図っていることや経営内での拡大政策を持続している点を指摘している (Die Lage in den bürgerlichen Wehrverbänden und unser Gegnerarbeit, BA, R1507/2036)。

81) Referat auf der Nachrichtenkonferenz in Dresden am 27.4.1928, BA, R1507/2051.

82) Fritzsche, *op.cit.*, p.166.

83) Rausch, Die berufsständische Arbeitnehmerorganisation des Stahlhelm, BA, R72/235.

84) Mauch, *a.a.O.*, S.68.

85) ベルクハーンは1932年1月段階での団員数を32万6000人と見積もっている (Berghahn, *a.a.O.*, S.287)。

86) Kluge, *a.a.O.*, S.226.

87) Klotzbücher, *a.a.O.*, S.43f.

88) Fritzsche, *op.cit.*, p.168. マールケは、鉄兜団が資本家、地主、軍上層部などを後ろ盾にしながら、団員レベルでは「デマゴギー的スローガンに囚われて誤って導かれた」小ブルジョア層や労働者を抱えたと指摘している (Mahlke, *a.a.O.*, S.145 u. 150)。当時の共産党の文書では、「工業・農業プロレタリアート」の割合を65%と指摘しているが、その根拠は不明である (Die bewaffneten Kräfte der Bourgeoisie, BA, R1507/2033)。

89) Vgl. Klotzbücher, *a.a.O.*, S.XViff. 岩崎「ワイマル期民間国防団体の政治化」, 69頁以下参照。

90) 政治闘争団体について、岩崎氏は「院外に位置して様々な院外政治・街頭政治を展開し、武断的姿勢更には暴力行使への親和性を色濃く帯びた行動形態を取る一方、その組織構造・外観においてはきわめて軍隊的である、という非政党的非議会主義的性格の濃厚な政治集団」と定義している (岩崎「政治闘争団体」とナチズム運動の擡頭」, 3頁)。

91) Diehl, *op.cit.*, p.219.

## Die politische Radikalisierung des Stahlhelms und die “Arbeiterfrage” in der zweiten Hälfte der 1920er Jahren

HARADA Masahiro

Der Zweck dieser Abhandlung ist die Aktivitäten eines paramilitärischen Bundes, des “Stahlhelms, Bund der Frontsoldaten”, bis zur Mitte der Weimarer Zeit zu überblicken und dadurch seine Lage in der zweiten Hälfte der zwanziger Jahren aufzuklären, in der er sich mit der Arbeiterfrage aktiv zu beschäftigen begann.

Dazu habe ich die Aktivitäten des Stahlhelms in drei Perioden geteilt: 1. seine Gründung und die frühere Zeit (1919–23), 2. die Zeit der Legalität (1924–26), 3. die Zeit der Radikalisierung (ab 1927). Die politische Aktivität des Stahlhelms war gegen 1926 aktiv geworden und er entwickelte sich ab Herbst 1928 deutlich zur außerparlamentarischen, radikalen und antirepublikanischen Bewegung. Zu derselben Zeit nahm das Interesse des Stahlhelms an der Arbeiterfrage auch zu. Auf Grund dieses Interesses gründete er im Herbst 1928 eine eigene Arbeitnehmerorganisation, die “Stahlhelm–Selbsthilfe”.